

報酬

社会保険労務士業務

労務顧問

役員 社員数	4人 以下	5～ 9人	10～ 19人	20～ 29人	30～ 49人
報酬 月額	21,000	31,500	42,000	52,500	63,000

役員 社員数	50～ 69人	70～ 89人	90人～ 109人	110人 以上
報酬 月額	84,000	105,000	126,000	ASK

手続き業務の範囲 >>> 具体的な手続き業務の範囲は、下記のようにしております。

社会 保険	<ol style="list-style-type: none"> 1. 資格取得・資格喪失に関する届出 2. 被扶養者の異動に関する届出 3. 住所・氏名変更等に関する届出 4. 月額変更届・算定基礎届・賞与支払届の作成・提出 (月額変更に該当するかどうかは毎月チェックします。) 5. 社会保険料改定通知の発行 (保険料改定のご案内をお送りします) 6. 健康保険の給付 (出産育児一時金や傷病手当金等) に関する諸届の作成・提出 7. 所在地変更等の事業所関連の諸届 8. 資格取得時、40歳、60歳、65歳、70歳の年齢チェックを行い、正しい手続きや情報を提供します <p>(注) 厚生年金・国民年金の年金裁定請求についての一般的な相談・指導は含まれますが、委任状による提出代行や年金額の確認は含まれません。(別途、費用がかかります)。</p> <p>- 作成する書類の例 -</p> <p>健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届、健康保険・厚生年金保険報酬月額変更届、健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届、年金手帳再交付申請書、基礎年金番号重複取消届、健康保険・厚生年金保険被保険者氏名変更(訂正)届、健康保険被扶養者異動届、健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届、健康保険被保険者証回収不能届、健康保険被保険者証滅失・再交付申請書、健康保険被保険者証・年金手帳滅失届、国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認(第3号該当)・資格喪失・死亡届、厚生年金保険被保険者住所変更届、健康保険被保険者埋葬料(費)請求書、健康保険被保険者家族埋葬料(費)請求書、健康保険傷病手当金請求書、健康保険被保険者・家族療養費支給申請書、健康保険出産手当金請求書、健康保険被保険者・家族出産育児一時金請求書、健康保険・厚生年金保険育児休業取得者申出書、健康保険・厚生年金保険育児休業取得者終了届、健康保険・厚生年金保険適用事業所(所在地・名称)変更(訂正)届etc.</p>
労働 保険	<ol style="list-style-type: none"> 1. 資格取得・資格喪失に関する届出 2. 氏名変更等に関する届出 3. 労働保険年度更新業務 4. 軽微な労災給付に関する諸届の作成・提出 (第三者行為災害や死亡事故等による複雑な労災の場合は除きます。このような場合には別途協議により決定します。) 5. 雇用保険の高年齢雇用継続給付、育児・介護休業給付に関する諸届の作成・提出 6. 所在地変更等の事業所関連の諸届 7. 資格取得時、60歳、新年度時64歳の年齢チェックを行い、正しい手続きや情報を提供します <p>(注) 支店・営業所等の開設に伴う手続きに関しては含まれません(別途、費用がかかります)。</p> <p>- 作成する書類の例 -</p> <p>労働保険概算・確定保険料申告書、労働保険一括有期事業開始届、労働保険名称・所在地等変更届、雇用保険事業主事業所各種変更届、雇用保険被保険者資格取得届、雇用保険被保険者証再交付申請書、雇用保険被保険者資格喪失届、雇用保険被保険者離職証明書、雇用保険被保険者氏名変更届、雇用保険被保険者転勤届、雇用保険被保険者区分変更届、雇用保険被保険者六十歳到達時賃金月額証明書、雇用保険被保険者60歳到達時賃金日額登録届、雇用保険被保険者高年齢雇用継続給付受給資格確認票、高年齢雇用継続給付支給申請書、雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書、育児休業給付受給資格確認票、育児休業基本給付金支給申請書、育児休業者職場復帰給付金支給申請書、労働者災害補償保険療養補償給付たる療養の給付請求書、労働者災害補償保険療養補償給付たる療養の費用請求書、労働者災害補償保険療養補償給付たる療養の給付を受ける指定病院等(変更)届、労働者</p>

	災害補償保険休業補償給付支給請求書・休業特別支給金支給請求書etc.
その他	<p>1. 36協定の作成・提出</p> <p>2. 特別な調査・情報収集を必要としない人事・労務管理上の相談・指導</p> <p>3. 厚生労働省の助成金に関する一般的な相談・質問(但し、助成金の申請については、別途費用がかかります。)</p> <p>- 作成する書類の例 -</p> <p>時間外労働・休日労働に関する協定届(36協定)、1年単位の変形労働時間制に関する協定届、1箇月単位の変形労働時間制に関する協定届、1週間単位の非定型的変形労働時間制に関する協定届、企画業務型裁量労働制に関する報告、企画業務型裁量労働制に関する決議届、専門業務型裁量労働制に関する協定届etc.</p>

手続報酬

手続報酬とは、社会保険労務士業務のうち、書類の作成及び提出の事務を個別に受託した場合に受ける報酬のことです。

労働・社会保険の新規適用、廃止届

新規適用

健康保険・厚生年金保険	労災保険・雇用保険
84,000円 5人を超える場合には 1人増すごとに、1,050円を加算	52,500円 5人を超える場合には 1人増すごとに、1,050円を加算

適用廃止

健康保険・厚生年金保険	労災保険・雇用保険
52,500円 5人を超える場合には 1人増すごとに、1,050円を加算	52,500円 5人を超える場合には 1人増すごとに、1,050円を加算

廃止手続に伴う離職証明書、任意継続被保険者等に関する各種手続を作成する場合は、1件につき5,250円を加算します。人数は被保険者数です。

保険料の算定・申告

健康保険・厚生年金保険

規模	健保、厚年月額算定基礎届・月額変更届
1～9人	26,250円
10～19人	31,500円
20～29人	36,750円
30～39人	42,000円
40～49人	52,500円
50人以上	別途協議

労働保険(労災、雇用保険)

規模	継続事業	一括有期事業	有期事業
1～9人	26,250円	工事件数24件未満	52,500円
10～19人	31,500円	31,500円	
20～29人	36,750円	工事件数24件以上48件未満	
30～39人	42,000円	52,500円	
40～49人	52,500円	工事件数48件以上	
50人以上	別途協議	別途協議	

二元適用事業及び海外派遣者の特別加入等が2件以上にわたる場合は、申告書1件ごとに15,750円を加算します。規模欄は被保険者数です。

労働社会保険諸法令に基づく不服申立

異議申立	105,000円
審査請求	105,000円
再審査請求	157,500円
成功報酬	一時金の10%、又は年金月額額の3ヶ月分

事務代理を行う場合は、各々の手続報酬額に20%加算します。

あっせん代理

あっせん申請書、答弁書の作成	52,500円
事情聴取の代理出席	52,500円
あっせん当日の代理出席	52,500円

給与計算事務

月額 21,000円 但し、5人以上は、一人増すごとに525円を加算します。

賞与計算(臨時給与計算を含む)及び年末調整は、1回につき上記の給与計算と同様の計算による額とします。

その他の報酬

相談報酬	1時間につき 5,250円
立会報酬	1時間につき 10,500円
旅費	実費
宿泊費	実費
日当	1日 52,500円

就業規則の作成

就業規則	157,500円
賃金規定	52,500円
退職金規定	52,500円
パート規定	52,500円
役員・社員への説明	21,000円
労働基準監督署への届出	31,500円

行政書士業務

手続報酬

建設業許可申請(新規、法人、知事許可)	168,000円
建設業許可申請(新規、個人、知事許可)	136,500円
建設業許可申請(更新、法人、知事許可)	84,000円
建設業許可申請(更新、個人、知事許可)	63,000円

建設業許可申請(業種追加)	73,500円
建設業変更届(決算報告)	52,500円
建設業変更届(その他)	21,000円
経営状況分析申請	31,500円
経営事項審査申請	52,500円
株式会社設立(司法書士報酬を含む)	157,500円
会計記帳代行業務	21,000円 (仕訳数による)
遺産分割協議書作成	31,500円
相続人調査	73,500円
離婚協議書作成	31,500円
公正証書作成サポート	31,500円
自筆証書遺言	52,500円
公正証書遺言	84,000円
秘密証書遺言	73,500円
内容証明郵便作成	21,000円

各々の報酬額は、一般的なものですので、考案を要し、内容が複雑多岐にわたる場合は別途協議とさせていただきます。なお、手続等にかかる印紙代などの諸費用は別途お受けいたします。

その他の報酬

相談報酬	1時間につき 5,250円
旅費	実費
宿泊費	実費
日当	1日 52,500円

事件名	基礎調査料最低額(税込)	書類作成料最低額(税込)	摘要	(A) = 申請取次料 (B) = 日当 (C) = 交通費	報酬最低額合計(税込)
在留資格認定証明書交付申請	52,500円	42,000円	・簡易書留料金 430円 ・複数人の場合は別途相談	(A) 5,250円 (B) 10,500円 (C) 6,000円 福岡入管申請の場合。以下同じ。	116,680円
在留資格変更許可申請	52,500円	42,000円	印紙代 4,000円	(A) 5,250円 (B) 21,000円 (C) 12,000円	136,750円

在留期間更新許可申請 (転職がない場合)	21,000 円	21,000 円	印紙代 4,000 円	(A) 5,250 円 (B) 21,000 円 (C) 12,000 円	84,250 円
在留期間更新許可申請 (転職がある場合)	52,500 円	42,000 円	印紙代 4,000 円	(A) 5,250 円 (B) 21,000 円 (C) 12,000 円	136,750 円
在留資格取得許可申請 (出生の場合)	26,250 円	42,000 円	/	(A) 5,250 円 (B) 21,000 円 (C) 12,000 円	106,500 円
在留資格取得許可申請 (出生以外)	52,500 円	42,000 円	/	(A) 5,250 円 (B) 21,000 円 (C) 12,000 円	132,750 円
就労資格証明書交付申請(転職案件でない場合)	21,000 円	21,000 円	印紙代 680 円	(A) 5,250 円 (B) 10,500 円 (C) 6,000 円	64,430 円
就労資格証明書交付申請(転職案件の場合)	52,500 円	21,000 円	印紙代 680 円	(A) 5,250 円 (B) 21,000 円 (C) 12,000 円	112,430 円
再入国許可申請	/	15,750 円	印紙代 一次 3,000 円 数次 6,000 円	(A) 5,250 円 (B) 10,500 円 (C) 6,000 円 ただし、在留期間更新許可申請と同時に御依頼の場合は不要。	(一次) 40,500 円 (数次) 43,500 円
資格外活動許可申請	10,500 円	10,500 円	/	(A) 5,250 円	59,250 円

				円 (B)21,000 円 (C)12,000 円	
永住許可申請	52,500 円	42,000 円	印紙代 8,000 円	(A)5,250 円 (B)21,000 円 (C)12,000 円	140,750 円
帰化許可申請 (サラリーマン)	93,240 円	44,100 円	各種証明書 発行手数料 実費	(A)0 円 (B)申請後 に計算 (C)申請後 に計算	137,340 円 +証明書実費+ 日当・交通費 備考 同一世帯者1名追加 につき別途18,690 円 別世帯者1名追加に つき別途28,560 円 韓国戸籍謄本請求 費用:別途5,250 円 (EMS料金含) 韓国戸籍謄本翻訳 料:別途こちら
帰化許可申請 (事業主)	116,550 円	51,870 円	各種証明書 発行手数料 実費	(A)0 円 (B)申請後 に計算 (C)申請後 に計算	168,420 円+ 証明書実費+日 当・交通費 備考 (同上)
在留特別許可関係書類作成	105,000 円	52,500 円 より(案 件によ る)	各種証明書 発行手数料 実費	(A)0 円 (B)申請後 に計算 (C)申請後 に計算	157,500 円よ り +証明書実費+ 日当・交通費
短期滞在査証申請添付書類 作成	/	31,500 円 ~63,000 円(来日 目的・滞 在日数 による)	送料 郵送:500 円 メール:無料	/	31,500 円~ 63,000 円+送 料
パスポート・サイン認証	/	5,250 円	/	/	5,250 円
韓国戸籍翻訳	/	こちら	/	/	こちら

- ・上記報酬額は、最低額となりますので案件によっては加算される場合がございます。
- ・上記にない入管申請も受け付けております。
- ・申請の結果、不許可となった場合は、基礎調査料を控除した額の御請求となります。
- ・案件によっては、予め着手を頂くことがありますので御了承下さい。
- ・戸籍謄本・住民票等を当方にて代理取得する場合は、官公署発行手数料実費が加算されます。

[遠隔地の入国管理局への申請]

地域に応じて別途、日当および交通費を算定しておりますので、お問い合わせ下さい。

[報酬額のお支払い方法]
原則として指定銀行口座振込み

[報酬額のお支払い時期]
業務終了後、請求書をご送付いたしますので、お受取後2週間以内に指定銀行口座までお振込み下さい。(帰化許可申請業務については除きます)
業務の終了は、在留資格認定証明書(または同証明書不交付通知)をお届けしたとき、もしくは申請人の旅券・お預かりした書類をお返ししたときとなります

(ITと経理に強い社労士ですから、給与計算はお任せください。
全国どこでも受託可能です。

中小零細企業にもご利用しやすい料金体系

料金例: 5人未満 月額 5250 円(本体価格 5000 円)
5人以上20人未満 月額 1050 円(本体価格 1000 円)/人
20人以上 月額 525 円(本体価格 500 円)/人 + 10500 円(本体価格 10000 円)

(注) 上記料金例は、給与計算のみ受託の場合の最低料金です。

最新の勤怠管理ツールと連動可能

WEB とICカードを活用した最新の勤怠管理システムと連動可能です。(別途料金が必要です)

労働保険・社会保険書類作成も

労働保険料の申告、離職票の作成や月額変更届、算定基礎届などもお任せいただけます。
顧問契約なしのスポットでの依頼も承っています。(別途報酬が必要です)

この表に無いものは別途お見積りいたします。